平成２９年（フ）第１５号
千葉市緑区高津戸町303番地17
債務者　森田ミシェル
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２４号
長野県松本市渚４丁目１番25―503号　グランパシフィックマンション
債務者　佐藤　清博
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２６６号
岐阜市大洞西８番11―204号（大洞団地）、前住所岐阜市太郎丸字樫木117番地59
債務者　竹内惠美子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
高知県室戸市元甲2429番地１
債務者　福吉　精二
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
高知県室戸市元甲2429番地１
債務者　福吉　佐代
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
福岡県久留米市中央町24番地９　プレアール中央町405号、前住所福岡県久留米市梅満町45番地１　シャンベルジュＫＴ606号
債務者　政次　輝重
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１１号
長崎県長崎市浜口町12番５号　浜口フードセンター403号
債務者　筒井　慎也
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１３０１号
東京都八王子市東中野1479　くすのきの家ＩＣ
破産者　伊東　　淳
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３０３号
東京都品川区旗の台５丁目27―12―401
破産者　春田浩一郎
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７９３号
神奈川県川崎市多摩区生田３丁目19―３―301
破産者　富永　晃行
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８１７号
東京都目黒区南３丁目４―５　コーポ南101
破産者　渡邉　常子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８５０号
東京都大田区仲六郷３丁目９―16―101
破産者　望月　拓郎
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８９１号
千葉県市川市下貝塚１丁目７―16―302
破産者　三浦　弘一
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９３０号
東京都八王子市西浅川町５―８
破産者　高橋　晶子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９６９号
東京都江東区越中島１丁目３―１―437
破産者　河原　恵子
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９７５号
東京都江東区東砂２丁目８―９
破産者　本川　健一
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０４２号
東京都大田区中央８丁目20―12―302
破産者　院南　昌也
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０７６号
東京都足立区興野２丁目23―１
破産者　吉井　和己
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１２２号
東京都中央区日本橋大伝馬町３―10―504、開始決定時の住所東京都板橋区高島平２丁目26―４―309
破産者　藤井　澄夫
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部